

保護者の皆様へ

## 医療費無償化後のスポーツ振興センター災害共済給付金について

むつ市教育委員会

日頃より、市政各般に渡り御理解賜りまして厚く御礼申し上げます。

むつ市教育委員会では、むつ市立学校に在学する児童生徒の不慮の災害等に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害等に遭ったとき、その治療費を保護者の皆様に給付する制度です。

市では令和5年度より18歳までの医療費の自己負担分を助成する子ども医療費給付事業を行っておりますが、本来はスポーツ振興センターの災害共済給付で賄われるべき医療費の自己負担分を本事業により負担すると、安定した運営に支障を来すことにも繋がります。今後学校管理下で発生した怪我は、子ども医療費受給資格証は使用せずに、スポーツ振興センター災害共済給付金制度を利用していただくようお願い申し上げます。

受診時に医療費の自己負担分（医療費総額の3/10）をお支払いしていただきますが、後日、自己負担分（医療費総額の3/10）と、療養に伴い発生する費用として見舞金（1/10）が保護者様の口座へ給付されます。

学校から医療機関へ書類のやり取りをし、給付までに3か月程度要することから、スポーツ振興センターの制度を利用するかの最終的な判断は保護者の皆様へお任せします。

加入継続にあたっては、入学当初に記載いただいた同意書に基づき、卒業まで継続することとしておりますが、加入の取り下げをする場合は4月21日（月）までに学校へご相談ください。

なお、学校管理下以外での怪我や風邪症状に係る通常の受診は、子ども医療費受給資格証をご使用ください。

### 1 給付の種類と給付される場合

学校の管理下で発生した事故による負傷、給食による中毒その他の疾病（ガス中毒、溺水、熱中症、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の医療費、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 授業中（行事等の特別活動中を含む）
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ④ 通常の経路及び方法による通学（登下校）中

裏面へ続きます。

### 2 給付金額 [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります。]

	給付金額
--	------

医療費	<p>初診から治癒までの窓口支払額が 1,500 円以上(調剤等も含む総医療費が 5,000 円以上) の保険診療に対して給付されます。</p> <p><b>医療保険並の療養に要する費用(医療費総額)の 4/10(※)</b></p> <p>(医療費総額のうち自己負担分 3/10+療養に伴って要する費用として加算される分 1/10)</p> <p>ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なります。)に「療養に要する費用月額」の 1/10 を加算した額が給付されます。</p> <p>※整骨院・接骨院は窓口支払い額が5,000円以上で対象です。</p> <p>※装具は、領収書に記載してある金額のうち4割が給付されます。</p>
障害見舞金	<p>障害の程度に応じて、<b>4,000万円(1級)から88万円(14級)</b></p> <p>(通学中の場合は、2,000万円から44万円)</p>
死亡見舞金	<p><b>3,000万円</b></p> <p>(運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は、1,500万円)</p>

※医療費については、初診から治癒までの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上の場合(医療保険でいう被扶養者で、例えば**病院に外来受診した場合、その3/10(3割分)の1,500円以上を負担したもの**)が給付の対象となります。

### 3 給付基準

- ① 同一災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや、他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。**ただし、障害見舞金・死亡見舞金の給付は生活保護法による保護を受けていても行われます。**

### 給付の対象とならない場合

- ①初診から治癒までの総医療費が5,000円未満(調剤等も含み窓口支払額1,500円未満)
- ②むつ☆かつでのけが
- ③差額ベッド代や、健康保険の適用を受けない治療(自由診療)
- ④生活保護法による医療扶助がある場合(ただし、障害・死亡見舞金は支給)
- ⑤交通事故等の第三者の加害行為により損害賠償を受ける場合

### 4 共済掛金

保護者負担金額 **460円** (むつ市教育委員会負担額 475円)

毎年掛金をお支払いしていることから、是非とも一時負担のご協力をお願いいたします。

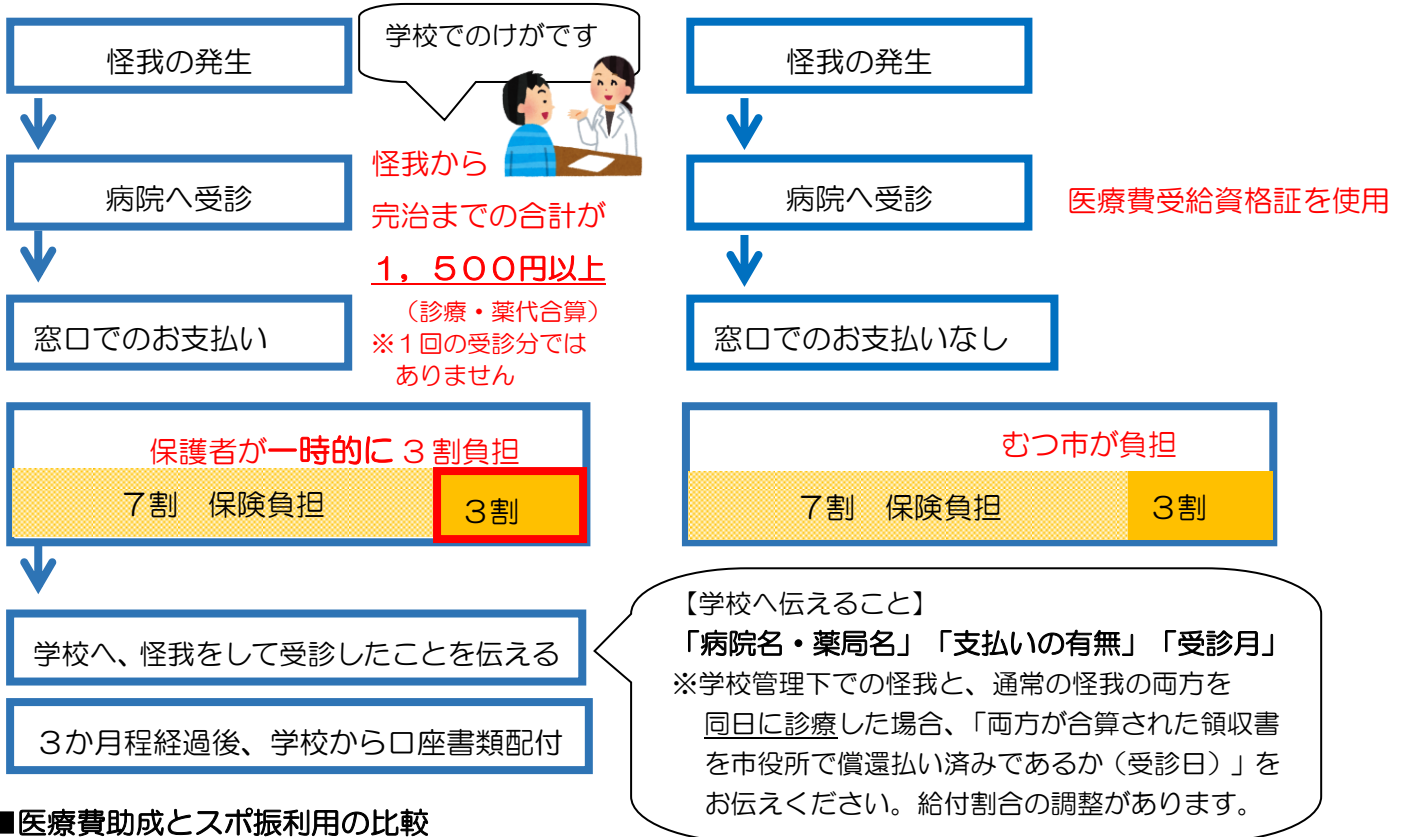
**スポーツ振興センター災害共済給付制度の負担割合について**※以下スポ振標記あり

■学校管理下での怪我の場合

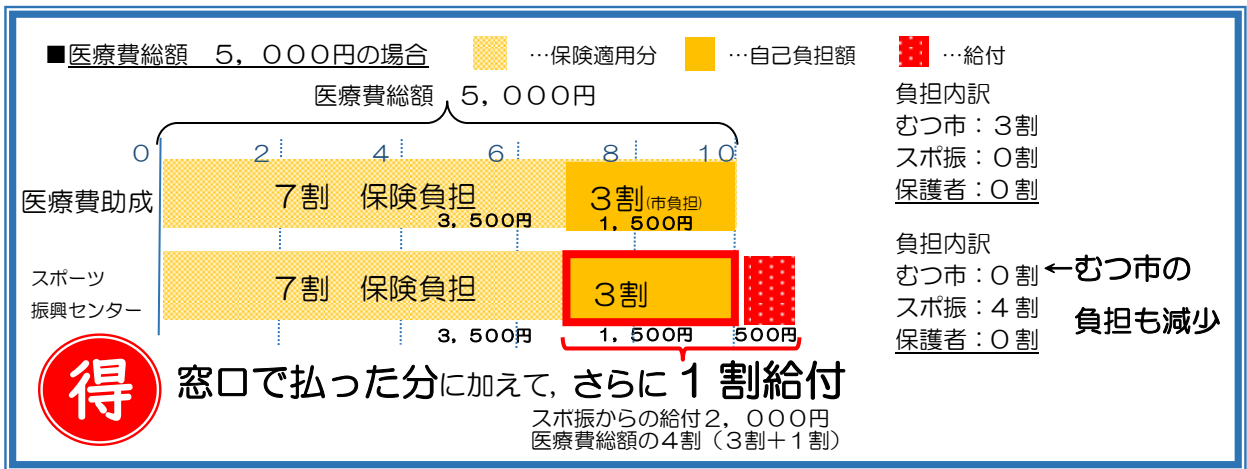
■スポ振対象外の場合

スポ振を利用し、医療費受給資格証は使用しないでください

- スポ振に加入しない場合
- 給付対象外の場合
- 1,500円かからず



■医療費助成とスポ振利用の比較



■保護者が一時的に支払い、後日スポーツ振興センターから支給されます(支給額は3割+1割)。  
本来はスポーツ振興センターの災害共済給付で賄われるべき医療費の自己負担分を子ども医療費助成により市が負担すると、将来的な子ども医療助成の安定した運営に支障を来すことにも繋がりますので、皆様の御理解と御協力をお願いします。

■【受診したことを学校へ伝えてから3か月以上経過しても口座指定書類が来ない場合】  
学校へご相談ください。給付までは領収書の保管をお願いします。

■【窓口支払い後、スポーツ振興センターの審査で給付決定されなかった場合】  
むつ市役所子ども家庭課へ「領収書」「医療費受給資格証」「保護者の口座がわかるもの」「児童生徒の保険証」をお持ちいただければ市から支給いたします。